

福知山市スイーツの森づくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において、本市の特産品である丹波くりの生産の拡大及び品質の向上を図り、本市に存する菓子店等に原材料として提供する等により地産地消を推進するために、栗の新植、改植又は防除を行う生産者に対し、予算の範囲内で福知山市スイーツの森づくり支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、福知山市補助金交付規則(昭和28年福知山市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、本市で栗を栽培し、又は栽培しようとする者とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(事前着手の制限)

第4条 補助対象者は、第6条第1項の規定による補助金の交付決定前に補助対象事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、福知山市スイーツの森づくり支援事業補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費の内容が分かる書類(見積書等の写し)

(2) 事業の対象となる土地の位置が分かる書類

(3) 事業の対象となる土地の現況が分かる写真

(4) 事業地の面積が分かる書類(登記簿又は固定資産税台帳等の写し)

(5) 事業の対象となる土地の所有者が分かる書類

(6) 前号において、補助対象者と土地の所有者が異なる場合は、土地の賃貸借を証明できる書類(契約書又は同意書等の写し)

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を福知山市スイーツの森づくり支援事業補助金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第7条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに福知山市スイーツの森づくり支援事業補助金交付変更申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を生じない場合又は事業計画の軽微な変更である場合については、市長と協議し、その指示に従うものとする。

(1) 変更後の補助対象事業の内容が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条の規定を準用する。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに福知山市スイーツの森づくり支援事業補助金実績報告書に関係書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条第2項に規定する通知を受けたときは、速やかに福知山市スイーツの森づくり支援事業補助金交付請求書により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するとともに、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 規則若しくはこの要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に規定する申請書、報告書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月23日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

(平成30年度分における補助金交付手続の特例)

2 平成30年度分の補助金に係る補助対象事業の事前着手については、第4条の規定にかかわらず、補助対象者が第5条に規定する申請の際に添付する書類に加え、事前着手を行った補助対象事業の範囲、内容、記録等を添付し、第6条第1項の規定による補助金の交付決定を受けることにより、当該補助対象事業に係る補助金の交付を受けることができるものとする。

附 則

改正後の福知山市スイーツの森づくり支援事業補助金交付要綱の規定は、令和3年6月21日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象事業		2 補助対象経費	3 補助金の額	備考
事業名	事業内容			
スイーツの森づくり事業	栗の苗木を購入し、新植又は改植を行う事業。ただし、当該新植又は改植後の栗園の栽培面積が10アール以上となる場合に限る。	苗木代、肥料代、土壌改良剤代及び抜根整地に係る経費	<p>次の各号に掲げる補助対象事業後の栗園の栽培面積に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1ヘクタール以上の場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（10アール当たりの上限50,000円）</p> <p>(2) 1ヘクタール未満の場合 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額以内（10アール当たりの上限25,000円）</p>	<p>1 荒廃農地を活用する場合は、水はけをよくするための土壌改良工事を実施したほ場であること。</p> <p>2 本事業により新植し、又は改植したほ場には、本市で作成する「スイーツの森」看板を掲げること。</p> <p>3 補助金の額については、1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。</p>
スイーツの森防除事業	10アール以上の栽培面積に新植する栗園の当該新植部分に係る有害鳥獣対策を行う事業	柵等の防除用施設の設定に係る経費	<p>次の各号に掲げる補助対象事業後の栗園の栽培面積に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1ヘクタール以上の場合 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（10アール当たりの上限50,000円）</p> <p>(2) 1ヘクタール未満の場合 補助対象経費に4分の1を乗じて得た額以内（10アール当たりの上限25,000円）</p>	